

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度那珂川町一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 140,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障施策に要する経費 643,684 千円

(単位:千円)

事業名	平成30年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県 支出金	町債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
障害者福祉費	451,752	307,701		15,000	129,051	28,000
老人福祉費	331,339	3,187		10,220	317,932	69,000
児童措置費	269,608	185,904		7,240	76,464	17,000
母子福祉費	48,022	16,969			31,053	7,000
予防費	61,550	812			60,738	13,000
健康増進費	30,092	1,646			28,446	6,000
合計	1,192,363	516,219	0	32,460	643,684	140,000

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、社会保障施策に要する経費における一般財源の比率であん分しています。